

## 1 運動部活動の基本的な考え

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化等に親しむことにより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、本校が目指す「人を大切にする」を教育理念とした生徒が主役の学校づくりに資するものである。

また、部活動は、異年齢間の交流の中で、生徒同士や顧問の教員、外部指導者との好ましい人間関係の構築や、自らの目標の達成に向けて根気強く取り組む態度の育成を図るなど、本校が目指す知・徳・体の調和のとれた生徒の人間形成に資するものである。

運動部活動については、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な活動により、顧問の教員や外部指導者の指導の下に多様な活動を行うものであり、次の点を目的とする。

- 活動を通して、スポーツの楽しさや喜び、達成感などを味わい、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育成する。
- 活動を通して、生徒の体力の向上や健康の保持増進を図る。
- 活動を通して、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- 活動を通して、生徒が互いに競い、励まし、協力する中で友情を深め、よりよい人間関係の育成を図る。
- 活動を通して、生徒に対して、公正に取り組むこと、互いに協力すること、自己の役割を果たすこと、一人一人の違いを認めようとするなど、挨拶やマナーなど礼を重んじることなどの態度の育成を図る。
- 大会等で勝利のみを追求するのではなく、活動を通して、生徒の健全な心と体を培い、豊かな人間性を育成する。

活動に当たっては、「ひたちなか市運動部活動の活動方針」に則り、生徒の意見も反映させながら練習内容を考え、練習計画を決定するなど、「安全で楽しく、生徒が主体的に活動する態度を育てる」という視点に立って運営する。

顧問は、年度始めに年間活動計画を、月末には翌月の月間活動計画を作成し、計画表を生徒・保護者に知らせることで、活動内容の共有を図り、安全・安心な活動の徹底を図る。

## 2 運動部活動の活動時間

- 活動時間は、平日の放課後は 90 分程度、休業日（長期休業期間を含む）は 3 時間程度とする。長期休業中の活動時間は、休業日に準じて 3 時間程度とする。

### 【平日】

月	火	水	木	金
部活動なし	15:40～17:10	15:40～17:10	15:40～17:10	15:40～17:10

- 完全下校時刻 17:20
- バレーボール部（男子・女子）、バスケットボール部（男子・女子）の平日の練習は、基本的に 1 週間当たり 2 日間は松戸体育館を利用して練習する。
- バレーボール部（男子・女子）、バスケットボール部（男子・女子）に所属する徒歩通学の生徒は、松戸体育館で練習が行われる日に限り、自転車での通学を認める。該当する生徒は事前に自転車通学許可申請書を校長に提出の上、校長の許可を得る。許可を得た場合は、ステッカーを自転車とヘルメットに貼付するとともに、ヘルメットを着用する。
- 松戸体育館の利用時間は通年、16 時から 17 時 50 分までとなる。
- バレーボール部（男子・女子）、バスケットボール部（男子・女子）が平日に松戸体育館を利用する場合、11 月から 3 月までの期間については、生徒の学校から松戸体育館への移動時間を考慮し、完全下校時刻を延長する。
  - ・ 10 月、2 月（完全下校時刻 18 時）
  - ・ 11 月～1 月（完全下校時刻 17 時 30 分）
  - ・ 3 月（完全下校時刻 18 時）
- 夏季休業中の活動日数は大会等を除き 20 日以内とする。
- 10 月に行われる中央地区新人体育大会並びに茨城県新人体育大会に出場する運動部は、その運動部に所属する生徒たちの申し出により校長が許可した場合に限り、大会が終了するまでの期間、平日の活動時間を 30 分延長し、完全下校時刻を 18 時とすることができる。
- 運動部活動における総合体育大会・新人体育大会を含め、参加する大会については、1 か月当たり 1 大会程度とする。

### 3 運動部活動の休養日の設定

- 1週当たり2日以上を休養日とする。  
(平日は1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日)
- 大会参加等で土曜日及び日曜日に連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 土曜日・日曜日・祝日と連続する三連休、または、祝日・土曜日・日曜日と連続する三連休の場合は、3日のうち1日以上を休養日とする。
- 4日間以上、休日が連続する場合は、1週当たり2日以上を休養日とする。
- 学校閉庁日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日)は、休養日とする。
- 定期テスト実施日の前日までの3日間は、活動停止期間とする。

### 4 運動部活動の朝の活動

- 原則として、朝の始業前練習は行わない。

### 5 文化部の活動

- 文化部の活動は運動部活動に準じた取扱いとする。
- 文化部活動における地域からの要請による地域の行事・催し物への参加については、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮し、運動部活動に準じた扱いとする。

### 6 学校単位で参加する大会等への参加

- 総合体育大会・新人体育大会を含め、参加する大会については、1か月当たり1大会程度となるよう努める。
- 校外での対外試合等については、集合及び解散場所は基本的に学校を原則とし、移動手段は、自転車(市内の近隣の中学校や市の施設等への移動)や公共交通機関(貸切バスやタクシーを含む)、自家用車(生徒本人の保護者による生徒本人のみの送迎に限る)を基本とする。

### 7 退部手続き

- 退部を希望する生徒は、退部理由と退部後の方針を明確にし、顧問・担任・学年主任・部活動担当教諭に報告しなければならない。顧問・家庭・担任・当該学年・部活動担当が退部理由をよく吟味し、共通理解を図った上で退部の判断を検討する。
- 生徒・家庭・担任・学年主任・部活動担当の同意を得た上で、退部手続きを開始する。生徒は、退部願を作成し、顧問・担任・学年主任すべての受領印が押された時点で退部手続き完了とする。
- 生徒は、退部完了するまで他の部活動への体験入部や、正式入部はできない。

## 8 熱中症の事故の防止

- 熱中症の事故防止のため、こまめな水分・塩分の補給等、生徒の健康管理に努める。
- 厳しい暑さが予想される場合には、暑さ指数計測器を用いて本校の校庭や体育館の暑さ指数を随時計測したり、環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数や気象庁の高温注意情報等を随時確認したりするなどして、活動の中止や延期を判断する。
- 暑さ指数が31℃以上の場合は活動を行わない。

## 9 その他

- 令和4年度本校で設置した部活動名
  - ・運動部
    - 陸上競技部
    - 体操競技部（男子・女子）
    - バレーボール部（男子・女子）
    - バスケットボール部（男子・女子）
    - 軟式野球部
    - ソフトボール部
    - サッカー部
    - 剣道部
    - ソフトテニス部（男子・女子）
    - 卓球部（男子・女子）
  - ・文化部
    - 吹奏楽部
    - コーラス部
    - 美術部
  - ・大会にのみ参加するために設置する運動部
    - 水泳部、新体操部、柔道部
  - ・その他の特設部
    - 駅伝部